

令和 3 年

第 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和3年第2回定例教育委員会日程

日 時 令和3年2月19日（金） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
長谷川 浩子

日程第2 議 案

議案第1号 令和3年度我孫子市教育施策の策定について
(総務課、各課)

議案第2号 我孫子市指定文化財の指定について
(文化・スポーツ課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 令和 3 年度我孫子市教育施策の策定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号 我孫子市指定文化財の指定について	・ ・ ・ ・ 11

議案第 1 号

令和 3 年度我孫子市教育施策の策定について

令和 3 年度我孫子市教育施策を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

令和 3 年度における教育行政の施策を定めるため、提案するものです。

『我孫子市教育施策』は、教育委員会議の審議を経て、毎年度定めています。施策の展開にあたっては、積極的に情報を発信するなどして、市民の皆様と情報の共有を図りながら社会全体で「生きる力」をより一層育み、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進」を目指していきます。

令和3年度我孫子市教育施策

【基本方針】

個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進

【目標】

I. 子どもの創造性と自主性を育む教育の充実

重点施策1. 学校教育の充実

(1) 心身ともに健康な児童生徒の育成

- 思いやりのある豊かな心、社会性を育む規範意識を醸成する人権教育、体験活動及び道徳教育の充実
- 望ましい生活習慣につながる健康教育・食育の推進
- 心身の健全な発達を支える学校体育の充実
- 情操豊かな心を育てる文化的行事や学習活動の支援
- 幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続や、いわゆる「小1プロブレム^I」の解消などに向けた幼保小連携の推進

(2) 確かな学力の育成

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善の推進
- 生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況に対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成
- 主体的に学習に取り組むための、個に応じたきめ細かな指導方法の工夫
- ICT^{II}環境の整備による個別最適な学びと協働的な学びの充実及び情報活用能力の育成
- ユニバーサルデザイン^{III}の視点による全員がわかる授業づくり
- 学級経営の支援（Q-U検査^{IV}の活用）と指導力の向上
- 児童生徒及び教職員の学校図書館活用の推進

○外国語・外国語活動における指導力の向上及びALTの活用

(3) 小中一貫教育の推進

○郷土愛を育み、未来を拓く力と輝く心の育成をめざす、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進

○中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、学校運営協議会制度^vの導入準備と地域の特色と人材を最大限に活かした小中一貫教育の推進

(4) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実

○児童生徒の安全確保と防災体制・安全教育・防災教育の充実

○小中学校における教育機器などの整備と充実

○我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の推進

(5) 信頼される学校づくりの推進、教職員の意識高揚を図る職場環境づくり

○子どもと向き合う時間の確保を目的とする「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」の実施

○学校評価を活用した学校運営の改善

○情報の積極的な発信と保護者・地域への丁寧な説明

○教職員全員で取り組む不祥事防止対策及びモラールアップ委員会の充実

重点施策2. 地域に根ざした教育の充実

(1) 地域全体で学校教育を支えるしくみづくり

○学校支援地域本部事業^{vi}（地域学校協働活動事業）の推進と学校運営協議会制度の構築

○学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実

○地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援

(2) 地域に密着した学習の場の提供

○ふるさと我孫子の資源を活用した学習の推進

重点施策3. 子どもの成長・自立への支援

(1) 教育相談・支援体制の充実

○一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進

- 特別に支援を要する児童生徒への支援体制の充実
- 適応指導や生徒指導を充実させるシステムの構築と相談体制の整備
- 不登校予防や解消に向けた支援体制の充実と関係機関との連携強化
- 我孫子市適応指導教室「ヤング手賀沼」の機能強化
- 就学支援の充実
- 帰国・外国人児童生徒への日本語支援体制の整備

(2) いじめ・非行防止対策の推進

- 我孫子市いじめ防止対策推進条例に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消
- 学校・市ほか関係機関との連携強化と相談窓口の充実
- 街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進
- 警察・生活安全関係機関との連携強化

(3) 子ども部との連携強化

- 療育・教育システムの充実

Ⅱ.市民が生涯にわたって生き生きくらすための学習体制の充実

重点施策1. 生涯学習環境の充実

(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実

- 公民館の学級・講座や生涯学習出前講座の充実
- 鳥の博物館の教育普及活動の拡充
- 図書館サービスの充実、市民の読書活動の推進
- 移動図書館車の積極的な活用

(2) 人づくり・まちづくりにつながる学習活動の支援

- 時代の変化や地域の課題に対応した学習機会の提供
- 学んだ成果を社会や地域で活かせる人材の育成・活用

(3) 学習施設の整備・充実

- 公民館、図書館、鳥の博物館などの施設・機能の充実

(4) 市民の学習活動を支える体制の整備

- 生涯学習推進計画に基づく施策の推進
- 生涯学習に関する情報の収集・提供と相談体制の整備・充実

- 市民活動団体・NPO法人・学校・企業等との連携強化
- 生涯学習ボランティアの育成・活用
- 子ども部等と連携した、子どもの読書活動推進計画の推進

重点施策２．スポーツの振興

(1) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用

- スポーツ施設の適正な維持管理
- 民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用の推進

(2) 生涯スポーツの推進

- スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- 生涯スポーツを支えるスポーツ指導者の養成

(3) スポーツを楽しむ機会の充実

- 市民が気軽に参加できるスポーツイベント等の開催

重点施策３．文化芸術活動への支援と地域文化の継承

(1) 文化芸術活動への支援と環境整備

- 後援等の事業による文化芸術活動の充実
- 既存施設の効率的利用の促進
- 新たな大規模ホールを含めた文化施設の調査研究

(2) 新たな文化芸術活動の創出

- 文化芸術活動や団体に関する情報の発信
- 文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実
- 文化芸術活動団体との協働のしくみを見直し、新たな魅力の創出

(3) 地域文化・郷土芸能の保存と継承

- 生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究
- 生活文化や郷土芸能の継承

(4) 歴史的・文化的遺産の整備・活用

- 指定文化財制度や文化財登録制度による文化財の保存・活用
- 文化財保存活用地域計画に基づく整備・活用の推進

(5) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究

- 埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進
- 埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行

(6) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

- 歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保
- 地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進

-
- I 入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が数カ月継続する状態です。
- II ICT（情報コミュニケーション技術）：Information and Communication Technology の略。市内小中学校ではコンピュータやインターネットに加えて、実物投影機、プロジェクタなどのICT機器が、各教科や総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されています。
- III 学力の優劣や発達障害等の有無に関わらず、すべての児童生徒が「楽しくわかる・できる」ことを目指し、教科指導における工夫や様々な子どもへの配慮を駆使して行う授業。
- IV Q-U検査（学級診断尺度調査）：Questionnaire-Utilities の略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用できます。我孫子市では、小学校は、3・4・5・6年生、中学校は、1・2年生で実施します。
- V 平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化されています。また、「学校運営協議会を設置した学校」と定義されているコミュニティ・スクールは、「地域学校協働活動事業」とともに「地域とともにある学校づくり」のツールとして示されています。
- VI 地域のコーディネーターを中心とする「学校支援地域本部」を設置し、地域住民や保護者が学校支援ボランティアとなり、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うものです。

令和3年度 我孫子市教育施策改定整理表

目標 I. 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

	改定後(令和3年度)	改定前(令和2年度)	改定事由	
重点施策1. 学校教育の充実				
(1)心身ともに健康な児童生徒の育成				
①	幼児教育・保育から小学校教育への <u>円滑な接続</u> や、いわゆる「小1プロブレム」の解消などに向けた幼保小連携の推進	幼児教育・保育から小学校教育への <u>スムーズな移行</u> や、いわゆる「小1プロブレム」の解消などに向けた幼保小連携の推進	学習指導要領等に合わせて文言整理	指導課
(2)確かな学力の育成				
②	生きて働く「知識 <u>及び</u> 技能」の習得、未知の状況に対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成	生きて働く「知識、技能」の習得、未知の状況に対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成	学習指導要領等に合わせて文言整理	指導課
③	ICT環境の整備による <u>個別最適な学びと協働的な学びの充実及び</u> 情報活用能力の育成	情報活用能力の育成 <u>及び</u> ICT環境の整備	GIGAスクール構想の導入により、今までの学習環境とは異なることを明示するため、文言整理	指導課
④	<u>ICTⅡ</u> 環境の整備による個別最適な学びと協働的な学びの充実及び情報活用能力の育成 注釈Ⅱ ICT(情報コミュニケーション技術):Information and Communication Technologyの略。市内小中学校ではコンピュータやインターネットに加えて、 <u>実物投影機、プロジェクタ</u> などのICT機器が、各教科や総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されています。	情報活用能力の育成及び <u>ICTⅡ</u> 環境の整備 注釈Ⅱ ICT(情報コミュニケーション技術):Information and Communication Technologyの略。市内小中学校ではコンピュータやインターネットに加えて、 <u>プロジェクタ、デジタルカメラ、プレゼンテーションソフト</u> などのICT機器が、各教科や総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されています。	現状を踏まえ、活用頻度の高いものに変更	指導課

	改定後(令和3年度)	改定前(令和2年度)	改定事由	
(3)小中一貫教育の推進				
⑤	中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、 <u>学校運営協議会制度の導入準備</u> と地域の特色と人材を最大限に生かした小中一貫教育の推進	中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、地域の特色と人材を最大限に生かした小中一貫教育の推進	令和4年度から各中学校区に学校運営協議会制度を導入するための準備として、制度の整備と周知等を行うため	指導課
⑥	中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、 <u>学校運営協議会制度</u> の導入準備と地域の特色と人材を最大限に生かした小中一貫教育の推進 注釈V 平成29年3月の「 <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u> 」の改正により、 <u>学校運営協議会の設置が努力義務化されています。</u> また、「 <u>学校運営協議会を設置した学校</u> 」と定義されている <u>コミュニティ・スクールは、「地域学校協働活動事業」とともに「地域とともにある学校づくり」のツールとして示されています。</u>	なし	学校運営協議会制度の標記により新設	指導課
(5)信頼される学校づくりの推進、教職員の意識高揚を図る職場環境づくり				
⑦	教職員全員で取り組む <u>不祥事防止対策</u> 及びモラルアップ委員会の充実	教職員全員で取り組むモラルアップ委員会の充実	市内中学校で不祥事の事故があり、根絶に向けて強化するため	学校教育課

	改定後(令和3年度)	改定前(令和2年度)	改定事由	
重点施策2. 地域に根ざした教育の充実				
(1) 地域全体で学校教育を支えるしくみづくり				
⑧	学校支援地域本部事業(地域学校協働活動事業)の推進と <u>学校運営協議会制度の構築</u>	学校支援地域本部事業(地域学校協働活動事業)の推進	学校運営協議会制度の活用に向けて、制度の整備と周知等を行うため	指導課
重点施策3. 子どもの成長・自立への支援				
(1) 教育相談・支援体制の充実				
⑨	<u>特別に支援を要する児童生徒への支援体制の充実</u>	なし	我孫子市第2期教育振興基本計画に合わせて、(3)「 <u>子ども部との連携強化</u> 」から(1)「 <u>教育相談・支援体制の充実</u> 」に施策を移動	教育研究所
(3) 子ども部との連携強化				
⑩	<u>療育・教育システムの充実</u>	<u>特別に支援を要する児童生徒への支援体制の充実</u>	我孫子市第2期教育振興基本計画に合わせて、新たな施策を追加	教育研究所

目標 II. 市民が生涯にわたって生き生きらすための学習体制の充実

	改定後(令和3年度)	改定前(令和2年度)	改定事由
重点施策3. 文化芸術活動への支援と地域文化の継承			
(1)文化芸術活動への支援と環境整備			
⑪	後援等の事業による文化芸術活動の充実	共催および後援事業による文化芸術活動の充実	我孫子市後援等の取扱いに関する要綱の改正により修正
(4)歴史的・文化的遺産の整備・活用			
⑫	指定文化財制度や文化財登録制度による文化財の保存活用	指定文化財制度や登録文化財制度による文化財の保存活用	文言整理
⑬	文化財保存活用地域計画に基づく整備・活用の推進	文化財保存活用地域計画の策定と整備・活用の検討	令和2年12月に文化財保存活用地域計画を策定し、令和3年度以降、推進を図っていくことから文言整理

文化スポーツ課

文化スポーツ課

文化スポーツ課

議案第 4 号

我孫子市指定文化財の指定について

我孫子市文化財の保護に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり我孫子市指定文化財に指定する。

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

市内に所在する重要な文化財として、井上家資料（教育委員会蔵）を我孫子市指定文化財に指定するため、提案するものです。

本件の指定については、令和 3 年 2 月 1 6 日に開催された我孫子市文化財審議会に諮問し、令和 3 年 2 月 1 6 日付けで答申されました。

我孫子市第 1 9 号指定文化財

1 種 別

有形文化財（歴史資料）・有形民俗文化財

2 名 称

井上家資料

3 所在地

我孫子市教育委員会（我孫子市我孫子 1 6 8 4 番地）

4 所 見

別紙調書参照

井上家資料 調査報告書

1. 名称及び資料件数

- 1) 名称 井上家資料
- 2) 資料件数 古文書・写真などの紙資料 16,942 点
民俗資料 950 点

2. 所有者氏名及び住所

我孫子市教育委員会（我孫子市我孫子 1684 番地）

3. 種別

有形文化財（歴史資料）・有形民俗文化財

4. 適応指定基準

手賀沼沿岸の村落に関する資料、特に手賀沼干拓に関する資料が、江戸時代から近現代まで豊富に含まれた貴重な歴史資料・民俗資料である。

5. 所見

1) 井上家について

井上家は、もともと江戸で商いをしていたが、享保の改革によって手賀沼干拓に参入し、布佐へと移住した。当初は既に干拓された土地を譲り受ける形で所有地を広げていき、結果的に相島新田、三河屋新田の名主を務めて手賀沼干拓事業を先導する立場となった。

2) 井上家資料について

井上家資料には、手賀沼干拓に参入する以前である江戸に居住していたときから近現代までの資料が残されている。井上家は代々名主をしていたため、公文書が多いのも特徴的である。特に手賀沼干拓に関する資料は文書を中心に幅広く残されている。また、名主・地主層が所持した生活道具などの民俗資料も存在する。両者を合わせて、我孫子市の歴史を知る上では重要な資料群である。

資料は我孫子市の所有となっており、すでに資料目録が作成され、歴史資料は1点ずつ袋詰めされており、保存状況は良好である。

3) 井上家資料の概要

井上家資料の点数は以下のとおりである。

○井上家資料の内訳

明治4年 以前の文書	明治4年 以降の文書	書籍	写真	美術品	民俗資料	合計
5,241点	9,908点	1,115 点	228点	450点	950点	17,892点

○歴史資料

明治4年以前の近世文書は、名主家であったことから租税関係の資料が突出して多く、1,170点存在する。次に家、貸借・金融、村政と続く。その他に、手賀沼の豊かな自然の恵みを得ていたことに関わる資料も存在し、入会地、真菰取り、布瀬村（現柏市）が中心に行っていた鳥猟に関する資料などが挙げられる。このことから、近世期の手賀沼沿岸の村落の村政、経営、生活、干拓を知る貴重な資料であるとともに、現在の行政区割りを越えた手賀沼を中心とした社会構造を考えることができる資料であると判断できる。

近現代の文書は家の維持に関する書簡が多く残っており、全体の4分の1以上を占める。家の維持に関する資料以外では、井上家が地域の指導的地位にいたため、開墾・干拓事業や、地方行政、租税に関する重要な資料が多く残されている。干拓については第2次世界大戦後の資料も充実している。

近現代の文書には井上家第12代当主二郎に関する資料群も存在する。二郎は養子であり、東京帝国大学（現東京大学）工学部土木学科を卒業し、土木技師として全国の土木工事に関わった人物で、彼の関わった仕事に関する資料が残されている。家族間の手紙も多く残され、また写真・収集した美術品もあり、当時の地主クラス的生活様式を知る手掛かりとなる。

○文書のうち主な資料の割合

明治4年以前の文書	総数：5,241点	割合
租税	1,170点	22%
家	750点	14%
貸借・金融	515点	10%
村政	435点	8%
水利・普請	328点	6%
商工業	291点	6%
その他	1,752点	33%
明治4年以降の文書	総数：9,908点	割合
家	1,887点	19%
学芸・教育	1,197点	12%
開墾・干拓事業	1,122点	11%
挨拶・通知	856点	9%
農業・酪農	598点	6%
土木・治水	593点	6%
治安・軍事	446点	5%
土地	391点	4%
運輸・通信	374点	4%
貸借・金融	362点	4%
その他	2,082点	21%

○民俗資料

民俗資料の大半は生活用品である。これらの生活用品の使用されていた年代を推測すると近現代の物が多いが、なかには、袴など江戸時代の井上家の身分を象徴するような資料も残されている。江戸時代の資料が少ないのは、現在ある旧井上家住宅が建てられたのが幕末であったことも原因の一つかもしれない。また、家具や調度品、家紋がデザインされたランプなどからも周辺の農家とは異なる階層にあったことがわかる。このように、名主・地主クラスの暮らしを垣間見ることができる重要な資料である。

なお農村部でありながら農具をはじめとした生業に関する資料の点数が少ないことが特徴的である。これは、農耕を実際に行っていたのは小

作人であったからであろう。個人で使う道具は少ないものの、集団で作業するときに必要な水車などの大型農具は所有している。また、近現代に入ると小作人を統括するための事務器具や、干拓作業を行うための計測具などが残っている。

○民俗資料の主な内訳

大分類	小分類	数
生活	衣	96 点
	食	121 点
	家具・調度品	140 点
	生活用品	193 点
	その他	48 点
生業	農業	24 点
	漁撈	8 点
	鳥猟	5 点
	その他	12 点
信仰・儀礼	信仰	129 点
	儀礼	29 点
趣味・娯楽・教育	趣味	64 点
	娯楽	14 点
	教育	28 点
開墾・土地改良		13 点
戦争		26 点
合計		950 点

6. 登録の範囲と追加について

所見で述べたように、本資料は、我孫子市の歴史を知るために貴重な資料群である。それを伝えた井上家の状況、ひいては村の生活を知るためには文献資料と民俗資料が必要であり、両者をともに指定すべきものとする。なお井上家はまだ資料を保管しているようであり、今後調査の進展により追加指定の可能性があることを付記しておく。

(西川 誠)